

改正 平成28年11月30日 原規技発第1611306号 原子力規制委員会決定

廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原管廃発第13112710号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））の一部を次のように改正する。

平成28年11月30日

原子力規制委員会

廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の一部改正
について

原子力規制委員会は、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈を別添の新旧対照表のように改正する。

附 則

この改正は、平成28年11月30日から施行する。

廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の一部改正 新旧対照表（下線部分は改正部分）

○廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈

廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (改正後)	廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (現行)
<p>(定義)</p> <p>第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 「安全上重要な施設」とは、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。</p>	<p>第1条 (定義)</p> <p>1 本規程において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号。以下「管理規則」という。）及び廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則において使用する用語の例による。</p> <p><u>2 第2項第2号に規定する「安全上重要な施設」には、安全機能が喪失したとしても、公衆及び従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのないことが明らか</u> <u>な施設は含まない。当該「過度の放射線被ばくを及ぼすおそれ」とは、敷地周辺の公衆への実効線量の評価値が発生事故当たり5ミリシーベルトを超えることをいう。当該実効線量の評価方法としては、別記1のとおりとする。</u></p>	<p>第1条 (定義)</p> <p>1 本規程において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号。以下「管理規則」という。）及び廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則において使用する用語の例による。</p> <p>(新設)</p>
<p>第二条～第五条 (略)</p>	<p>第2条～第5条 (略)</p>	<p>第2条～第5条 (略)</p>
<p>(地震による損傷の防止)</p> <p>第六条 廃棄物管理施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある廃棄物管理施設</p>	<p>第6条 (地震による損傷の防止)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第2項に規定する「地震の発生によって生ずるおそれがある廃棄物管理施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度」とは、地震により発生するおそれがある廃棄物管理施設の安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそ</p>	<p>第6条 (地震による損傷の防止)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第2項に規定する「地震の発生によって生ずるおそれがある廃棄物管理施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度」とは、地震により発生するおそれがある廃棄物管理施設の安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそ</p>

廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (改正後)	廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (現行)
<p>設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>れに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）をいう。廃棄物管理施設は、耐震重要度に応じて、以下のクラス（以下「耐震重要度分類」という。）に分類するものとする。</p> <p>一 Sクラス (略)</p> <p>二 Bクラス 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設をいう。なお、Sクラスに属する施設を有しない廃棄物管理施設のうち、安全機能を喪失した場合に敷地周辺の公衆が被ばくする線量が十分に低いものは、Cクラスに分類することができる。この場合において、上記の「敷地周辺の公衆が被ばくする線量が十分に低い」とは、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（昭和50年5月13日原子力委員会決定）を参考に、実効線量が発生事故当たり50マイクロシーベルト以下であることをいう。</p> <p>三 Cクラス (略)</p> <p>3 第1項に規定する「地震力に十分に耐えること」を満たすために、耐震重要度分類の各クラスに属する廃棄物管理施設の耐震設計に当たっては、以下の方針によること。</p> <p>一 安全上重要な施設 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））（以下「実用炉設置許可基準解釈」という。）第4条3の一を準用すること。</p> <p>二 その他の安全機能を有する施設 実用炉設置許可基準解釈第4条3の二又は三を準用すること。ただし、実用炉設置許可基準解釈第4条3の二又は三を準用するに当たり、次のとおりとする。</p> <p>① 実用炉設置許可基準解釈第4条3の二に規定する「共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行うこと。」について、Sクラスに属する施設を有しない廃棄物管理施設に対しては、共振のおそれのある施設への影響の検討に用いる地震動として、弾性設計用地震動に2分</p>	<p>れに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）をいう。廃棄物管理施設は、耐震重要度に応じて、以下のクラス（以下「耐震重要度分類」という。）に分類するものとする。</p> <p>一 Sクラス (略)</p> <p>二 Bクラス 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設をいう。</p> <p>三 Cクラス (略)</p> <p>3 第1項に規定する「地震力に十分に耐えること」を満たすために、耐震重要度分類の各クラスに属する廃棄物管理施設の耐震設計に当たっては、以下の方針によること。</p> <p>一 安全上重要な施設 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））（以下「実用炉設置許可基準解釈」という。）第4条3の一を準用すること。</p> <p>二 その他の安全機能を有する施設 実用炉設置許可基準解釈第4条3の二又は三を準用すること。</p>

廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (改正後)	廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (現行)
	<p><u>の1を乗じたものに代えて、建築基準法等に基づく評価において使用する地震動を参考に設定することができる。</u></p> <p>② <u>実用炉設置許可基準解釈第4条3の三に規定する「建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準」(以下「建築基準法等の規格等」という。)については、その改正があった場合において、Sクラスに属する施設を有しない廃棄物管理施設におけるCクラスの建物・構築物のうち、次に掲げる要件を全て満たすものであって、改正後の建築基準法等の規格等を適用しないこととされているものに対しては、改正後の建築基準法等の規格等を用いないことができる。</u></p> <p><u>イ 当該建物・構築物の安全機能が喪失した場合において、放出される放射性物質の量及び放射線量が極めて微量であるものであること。</u></p> <p><u>ロ 当該建物・構築物内に点検等の一時的な立入り以外の立入りが無いこと。</u></p> <p>4～8 (略)</p>	<p>4～8 (略)</p>
第七条 (略)	第七条 (略)	第七条 (略)
<p>(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 廃棄物管理施設は、事業所又はその周辺において想定される当該廃棄物管理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>第8条(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 第2項に規定する「想定される当該廃棄物管理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)」とは、敷地及び敷地周辺の状況を基に選択されるものであり、飛来物(航空機落下等)、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害等をいう。なお、「航空機落下」については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」(平成14・07・29原院第4号(平成14年7月30日原子力安全・保安院制定))等を参考にし、防護設計の要否について確認すること。近隣工場における事故については、事故の種類と施設までの距離との関連においてその影響を評価した上で、必要な場合、廃棄物管理施設の安全性を確保する上で必要な施設が適切に保護されていることを確認すること。</p>	<p>第8条(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 第2項に規定する「想定される当該廃棄物管理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)」とは、敷地及び敷地周辺の状況を基に選択されるものであり、飛来物(航空機落下等)、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害等をいう。なお、「航空機落下」については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下の評価基準について」(平成14・07・29原院第4号(平成14年7月30日原子力安全・保安院制定))等を参考にし、防護設計の要否について確認すること。近隣工場における事故については、事故の種類と施設までの距離との関連においてその影響を評価した上で、必要な場合、廃棄物管理施設の安全性を確保する上で必要な施設が適切に保護されていることを確認すること。</p>
第九条・第十条 (略)	第九条・第10条 (略)	第九条・第10条 (略)
<p>(安全機能を有する施設)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、廃棄物管理施設の安全</p>	<p>第11条(安全機能を有する施設)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 第4項に規定する「安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合」とは、当該安全上重要な施設等が故障や動作不能となった場合に、廃棄物管理施設</p>	<p>第11条(安全機能を有する施設)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 第4項に規定する「安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合」とは、当該安全上重要な施設等の故障や動作不能となった場合に、廃棄物管理施設</p>

廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (改正後)	廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (現行)
性を確保する機能を維持するために必要がある場合には、多重性を有しななければならない。	設の安全性を確保できない場合をいう。 4 (略)	設の安全性を確保できない場合をいう。 4 (略)
第十二条 (略)	第12条 (略)	第12条 (略)
(処理施設) 第十三条 廃棄物管理施設には、必要に応じて、次に掲げるところにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号)第三十二条第二号に規定する処理を行うための施設を設けなければならない。 一 受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するものとする。 二 処理に伴い生じた放射性廃棄物を排出する場合は、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、廃棄施設に接続する排気口の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。	第13条 (処理施設) 1 (略) 2 第2号に規定する「周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できる」とは、ALARAの考え方の下、当該施設として「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50年5月13日原子力委員会決定)において定める線量目標値(50マイクロシーベルト/年以下)が達成できるよう、気体廃棄物処理施設にあつては、ろ過、貯留、減衰等により、液体廃棄物処理施設にあつては、ろ過、蒸発処理、イオン交換、貯留、減衰等により放射性物質の濃度を低減することをいう。	第13条 (処理施設) 1 (略) 2 第2号に規定する「周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できる」とは、ALARAの考え方の下、当該施設として「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50年5月13日原子力安全委員会決定)において定める線量目標値(50マイクロシーベルト/年以下)が達成できるよう、気体廃棄物処理施設にあつては、ろ過、貯留、減衰等により、液体廃棄物処理施設にあつては、ろ過、蒸発処理、イオン交換、貯留、減衰等により放射性物質の濃度を低減することをいう。
第十四条～第十九条 (略)	第14条～第19条 (略)	第14条～第19条 (略)

<p style="text-align: center;">廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (改正後)</p>	<p style="text-align: center;">廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (現行)</p>
<p style="text-align: right;">(別記 1)</p> <p style="text-align: center;"><u>安全上重要な施設の有無の確認に当たっての実効線量の評価方法</u></p> <p>第 1 条 2 の評価方法は、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>構築物、系統及び機器（以下この別記 1 において「SSC」という。）の機能の喪失による敷地周辺の公衆への実効線量を評価する。</u> 2. <u>当該機能の喪失は、機器の故障等に加え、地震、津波その他の外部事象による廃棄物管理施設の損傷も考慮することとする。</u> 3. <u>外部事象による廃棄物管理施設の損傷を考慮する場合の SSC の機能の喪失による敷地周辺の公衆への実効線量の評価（以下この別記 1 において「外部事象評価」という。）に当たっては、以下を基本とする。なお、廃棄物管理施設の立地状況を考慮して、必要に応じて、自然現象の重畳についても考慮し、外的事象評価を行うこととする。</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>地震</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地震は、S クラスに属する施設に求められる程度の地震力を設定することとする。当該地震力を設定しない場合は、SSC の機能を喪失するものとして外部事象評価を行う。</u> ・ <u>外部事象評価に当たっては、上記地震力を受けた場合における廃棄物管理施設の損傷を当該廃棄物管理施設の設計に応じて考慮し、適切な除染係数 (DF) 等を設定するものとする。</u> (2) <u>津波</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>津波は、基準津波相当の津波高さ及び遡上範囲を設定することとする。ただし、その設定に当たっては、必ずしも地質学的調査等を行う必要はなく、国や地方公共団体が公表している想定津波高さ及び周辺の原子力施設で設定された津波高さを参考に、廃棄物管理施設の立地状況を考慮して、津波高さ及び遡上範囲を設定することも可能とする。当該津波高さを設定しない場合は、SSC の機能を喪失するものとして外部事象評価を行う。また、当該津波高さを設定しても津波の遡上がないことを確認した場合は、外部事象評価を不要とし、その評価値が発生事故当たり 5 ミリシーベルトを超えないものとみなす。</u> ・ <u>外部事象評価に当たっては、津波により廃棄物管理施設が損傷した場合に、核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物が津波によって当該廃棄物管理施設外へ流出しないような措置（固縛、一部の部屋及び設備・機器の強固な設計対応等）を考慮し、又は流出した場合における適切な除染係数 (DF) 等を設定することとする。</u> (3) <u>竜巻</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>竜巻は、既往最大の竜巻（日本で過去に発生した最大級の竜巻）の規模を考慮して設定することとする。</u> 	<p style="text-align: center;">(新設)</p>

<p>廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (改正後)</p>	<p>廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (現行)</p>
<p>・外部事象評価に当たっては、竜巻により廃棄物管理施設が損傷した場合に、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物が竜巻によって飛来物として当該廃棄物管理施設外へ飛散しないような措置（固縛、一部の部屋及び設備・機器の強固な設計対応等）を考慮し、又は飛散した場合における適切な除染係数（DF）等を設定することとする。</p> <p>（４）その他の外部からの衝撃について</p> <p>地震、津波及び竜巻以外の自然現象（洪水、風（台風）、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等）及び工場等内又はその周辺において想定される事象であって人為によるもの（飛来物、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等。ただし、故意によるものを除く。）の外部事象評価は、次のとおりとする。</p> <p>・これらの事象は、廃棄物管理施設の立地状況を考慮して、その荷重を設定することとする。当該荷重を設定しない場合は、SSC の機能を喪失するものとして外部事象評価を行う。また、これらの事象の発生が除外できる場合又はその影響が極めて小さいことが明らかな場合は、その評価値が5ミリシーベルトを超えないものとみなす。</p> <p>・外部事象評価に当たっては、上記荷重を受けた場合における廃棄物管理施設の損傷を考慮し、適切な除染係数（DF）等を設定することとする。</p>	